

平成28年度 第1回青少年クリエイティブセンター運営審議会

日 時：平成28年7月8日（金） 午後6時30分～午後8時00分

場 所：青少年クリエイティブセンター 3階 視聴覚室

議 題：議長及び副議長選出

平成27年度利用状況・事業報告について

平成27年度事業総括について

平成28年度事業について

その他

出席委員： 上田 裕彦、太田垣 徹、矢田 俊也、大原 猛、西川 陽子、
加納 佳代、大庭 健、藤原 修身、田端 美恵子、狩俣 正雄、
上坂 純朗、前田 明子、藤井 絵里

事務局出席者：川下 貴弘（地域教育部長）
木戸 誠 （地域教育部次長）
尾高 閲持（青少年クリエイティブセンター館長）、植田 陽介（同館長代理）、
井崎 健史（同主任）、野田 彰人（同係員）

1. 委員の委嘱
2. 事務局あいさつ
3. 事務局職員紹介
4. 議長、副議長の選任及びあいさつ

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会規則第2条に基づき議長、副議長は互選により選任。議長にA委員、副議長にB委員が選任される。

5. 青少年クリエイティブセンター運営審議会の公開、傍聴について

青少年クリエイティブセンター運営審議会は公開することとし、委員14名のうち過半数の13名が出席しているため、吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会規則第4

条の 2 に基づき成立していること、及び本日の傍聴者はいない旨が事務局より報告された。また、議事録は公開し、発言者は A 委員、B 委員、事務局などと記載する旨が了承された。

6. 議事

A 議長 それでは、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願
いします。

まず、それでは平成 27 年度利用状況及び事業報告ということで、事
務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、平成 27 年度(2015 年度)利用者数についてのご報告を事務
局から、平成 27 年度事業報告を事務局からさせていただきます。よろ
しくお願いたします。

事務局 失礼いたします。お配りしました資料の右上に、通し番号を付けさ
せていただいております。本日も審議いただく内容につきましては、
通し番号に沿って進めさせていただきます。なお、失礼かと存じませ
が、座ったままでご報告させていただきます。

通し番号 1 資料 1 平成 27 年度(2015 年度)利用状況 をご覧
ください。最初に青少年会館利用者数です、青少年会館とは今会議を開
いておりますこの建物を指します。上の 5 段は年齢区分ごとの人数で、
普段の日に立ち寄って利用される方と、事業・イベント等に参加され
た方の合計となっております。幼児とは 0 歳から 5 歳までの就学前の児
童でございます。その幼児が年間で 1,848 人、そして小学生が 848 人、
中学生が 529 人、高校生が 567 人、中学卒業以後の一般の方の利用が
2,858 人で行いました。

次に教室・講座への参加者数です。英語教室は延べ 544 人の参加が
ありました。ボランティア養成講座ということで実施させていただ
いている手話教室が 123 人、工作・折り紙教室が 324 人、クック・おや
つ作りは 150 人、パソコン教室は 512 人の参加がありました。
乳幼児向け教室事業は 3 種類ありますが、その合計参加者数は 1,028
人でした。そして子育て・こころの健康相談につきましては 66 人の
方が相談に来られました。自習室につきましては、829 人の利用があ
りました。欄内に線が引いてあるところはその月に実施がなかったこと

示しています。

青少年会館利用者の小計は 17,032 人になっております。

続いて体育館の利用者数について報告いたします。幼児の利用は 886 人、小学生の利用が 6,238 人、中学生が 3,007 人、高校生が 2,377 人、一般の方の利用が 3,234 人ございました。

次に体育館で行われているスポーツ教室とサークル活動の年間延べ参加人数でございます。剣道教室は 1,444 人、柔道教室は 543 人、バドミントン教室は 789 人の参加がありました。

続いてサークルです。ソフトバレーが 134 人、バレーボールが 79 人、日本拳法が 9,000 人の参加がありました。学習支援事業として行っているぐんぐんネット（バドミントン・バスケットボール・科学実験）には 312 人の参加がありました。体育館利用者の小計は 19,943 人になっております。

次に運動広場の利用者数でございます。幼児が 5,033 人、小学生が 4,126 人、中学生が 1,980 人、高校生が 1,701 人、一般の方のご利用が 7,767 人ございました。また、サッカーサークルの参加が 1,305 人ありました。運動広場の小計は 21,912 人となっております。

これらの小計を合計いたしました年間利用者数は 58,887 人でございます。以上で私からの 2016 年度利用状況についての報告を終わらせていただきます。

事務局

続きまして、資料 2「平成 27 年度（2015 年度）事業報告」より資料 3「平成 27 年度（2015 年度）子育てこころの健康相談について」まで、事務局よりご報告させていただきます。

なお、失礼かとは存じますが、座ったままでご報告をさせていただきます。

では、お手元の資料の次ページ、資料 2「平成 27 年度（2015 年度）事業報告」をご覧ください。まず、資料の説明をいたします。資料 2 は通し番号 2 から 5 まで全部で 4 ページです。一番左端に大区分があり、その次に小区分、そして事業名と続きます。一番右端のアンケートの有無についてですが、利用者アンケートを実施した事業については「有」と記載

しております。

では、改めまして、資料の通し番号2をご覧ください。まず、大区分「学習活動の推進」の「体験活動事業」です。

「竹で遊ぼう」です。北千里にある吹田市自然体験交流センター「わくわくの郷」の竹を使い、バウムクーヘン作りに挑戦しました。竹ぼうきや竹ぽっくりなどの竹製の道具を実際に手に取ったり、見たりすることを通じて竹を身近に感じました。

次に「わく♪ドキ！社会見学」です。6月に神戸市にあります「グリコピア神戸」を訪問し、身近にある食品が口に入るまでにどのような過程を経ているのかを学びました。

次に「リバーハイク」です。高槻市の摂津峡にて7月に行いました。川の中を歩くだけでなく、現地周辺の動植物の観察やゴミ拾いを通して自然との共存について考える機会を持ちました。岩場や流れの急な所では、参加者同士互いに協力しあって全員無事にゴールすることができました。

次に「元気きっずまつり」です。夏休み明けの8月30日に実施しました。きもだめしや、おやつと飲み物を提供するカフェ、ゲームコーナーなどを行いました。スタッフに応募した子どもたちを中心に、夏休み期間を通して準備を行い、一つの行事を作りあげる事の難しさや、達成感などを体験しました。

次に「みんなでサバイバルキャンプ」です。吹田市自然体験交流センター「わくわくの郷」にて1泊2日で行いました。身近なものを使っての代替品を作ったり、とっさの時に身を守る方法等を体験しました。

次に「しめ縄づくり」です。「エコおもちゃづくり市民塾」の皆さんに講師をお願いしました。しめ縄の由来をはじめ、季節ごとの伝統行事や昔の生活についても触れることができました。

次に「雪ん子ランド」です。1泊2日で行い、滋賀県にある吹田市立少年自然の家「もくもくの里」へ行きました。今年は雪があまり残っていま

せんでしたが、2日とも雪合戦やそり遊び、かまくら作りなどをする事ができました。宿泊の体験を通して、食事や就寝^{しゅうしん}など、子どもたち同士お互い助け合うことの大切さを経験する貴重な機会となりました。

次に「子どもクラブまつり」です。まつりスタッフを募り、子どもたちが中心となって、企画に始まり会議を重ねるなど準備をし、お店だけでなく舞台発表なども練習を重ねました。お店スタッフや舞台発表の参加者は市内の13の小中学校から集り、地域とのつながりや様々な世代のつながりを持つことができました。

次に「てがるにクック・おやつ」です。月に1回行っています。オムライスやお好み焼きなどのおかず作りや、わらびもちやケーキなどのおやつ作りを行いました。

次に「野菜づくり・収穫」です。きゅうりやトマト、すいかなどを栽培しました。収穫した野菜等はその場で簡単な調理をして新鮮なまま食べたり、先ほど報告しました「てがるにクック・おやつ」の具材としても使用しました。またゴーヤを使った緑のカーテン作りも行い、環境問題について考えるきっかけとなりました。

次に裏面、資料の通し番号3ページ目になります。
小区分が「養成事業」です。

まず「手話にチャレンジ」です。1講座を5回にし、各学期に1講座ずつ合計3講座実施しました。

今後も参加しやすい仕組みを考えると同時に、手話を楽しみながら身につけられるよう内容を工夫してまいります。

次に「チームぐんぐん」です。こちらはリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目的に、3月までの年間を通して実施する事業です。キャンプや研修などの行事の企画・立案から本番を経てふりかえりまで、子どもたちの手で責任を持って行いました。

次に小区分が「学習支援事業」になります。

まず「学習会」です。チャレンジという名称で週1回金曜日の午後4時

30分から行っています。

次に「自習室の提供」です。朝9時から夜の9時まで、15歳以上の方が利用しています。単なる自学のスペースとして開放するだけでなく、青少年クリエイティブセンターのさまざまな活動に協力してもらっています。

次に「パソコンクラブ」です。2学期と3学期に1講座ずつ年2講座行っています。小学1・2年生のクラスと3年生以上のクラスに分けて行き、名刺やポストカードなどの創作活動を通じてパソコンの操作方法を学んでいます。また、教室参加者の有志が集り、パソコン教室で覚えた技能を生かして3月に行われた体験活動事業「子どもクラブまつり」においてパソコンでプリクラを作るお店を出しました。

次に「英語教室」です。アメリカ出身の講師の指導のもと、こちらも小学1・2年生と3年生以上のクラスに分けて実施しています。教室では英語を使ってさまざまな遊びをする中で英語を身近に感じるとともに、ハロウィンなどの異文化にも触れる機会としています。

次に「折り紙教室」です。吹田市立市民公益活動センター「ラコルタ」登録団体の「折り紙玉手箱」のみなさんに来ていただき指導をお願いしています。月に一度、季節感のある作品を作っています。

次に「工作教室」です。折り紙教室と同じく吹田市立市民公益活動センター「ラコルタ」登録団体であり、体験活動事業「しめ縄づくり」でもご指導いただいている「エコおもちゃ作り市民塾」の皆さんの指導のもとで夏休みにモーターで動くロボット作りを、2月には参加者それぞれのオリジナルなひな飾りを作り、またひな飾りづくりを通じて日本の文化や歴史に触れ、ひな飾りの由来や雛祭りの行事に込められた思いを知る機会となりました。

次に「まじかるマジック教室」です。子ども劇場でマジックショーをしていただいたマジシャンの方にマジックを教えてもらい、参加者全員がそれぞれ異なったマジックを覚えて、体験活動事業「子どもクラブまつり」で舞台発表を行いました。

次に「ぐんぐんネット」です。月に数回、土曜日を中心に開催しています。バドミントンやバスケットボール、科学実験などを行いました。科学

実験についてはア高等学校の先生にボランティアとして関わっていただきました。

次に「子ども劇場」です。異文化に親しむ機会として外国出身の講師とゲームやクイズを楽しむ機会や、マジックショーを鑑賞し、見るだけでなく、実際に道具を触らせてもらったりと多様な芸術や文化にふれることを重視して実施しています。

次に、資料の通し番号4ページ目になります。

ここからは大区分「交流の推進」になります。

小区分が「利用者交流事業」です。

まず「バスケットボール 3 オン 3 大会」です。中学生以上 29 歳までの青少年を対象に、7 組の 48 名の参加がありました。「自分たちの」「自分たちによる」「自分たちのための」大会である、という趣旨のもと企画を行いました。審判やスコアラーなど、参加者全員がチームの垣根を越えて役割を分担し、コミュニケーションを図りながら活動していました。

次に「親子ふれあい体操」です。各学期に 1 講座で年間 3 講座実施しています。マットや平均台、ボールなどの道具を使った運動が中心ですが、絵本の読み聞かせや保護者同士の交流の時間などさまざまな活動ができるようにしています。

次に「すてっぷこっこ～親子であそぼう～」です。1 学期と 2 学期の年 2 講座実施しました。運動会や絵本の読み聞かせのほか、七夕やクリスマスなど季節にちなんだ工作など、3 歳以上の幼児と保護者が一緒に楽しみながら、新しいつながりを作る活動を行いました。

次に小区分が「教室事業」になります。

「剣道教室・柔道教室・バドミントン教室」の 3 つの教室を行っています。スポーツに親しみ、上達することだけでなく、相手や道具、場所も大切にすることも磨く指導を行っています。

次に小区分が「自主活動支援」になります。

「サークル活動」です。ソフトバレーボールや日本拳法、サッカーサー

クルなどが活動しています。

次に「ファイトクラブ」です。中学生を除く 15 歳以上の利用者が対象になります。青少年クリエイティブセンターの設置目的を理解してもらい、人権について考える機会を設け、差別のない社会を目指す青少年の育成を行う場を持つものです。

次に大区分「子育て支援の推進」になります。

小区分「人権講座」です。

「利用者人権学習会」です。新規・更新の利用者だけでなく、保護者にも青少年クリエイティブセンターの設置目的や活動の趣旨を理解してもらうようにしました。また身近なところにある人権問題について考えるきっかけとなるとともに、青少年クリエイティブセンター職員との信頼関係を築くことができるよう、対話を深めながら行う参加型のプログラムを実施しました。

次に「世界に 1 つだけのパン作り」です。地域にある障がい者の作業所「コ」に出かけ、パン作りの体験をしました。パン作りを楽しみながら、作業所の仕事や障がい者について知ってもらうという内容で行いました。

次に「すっきゃねん大阪」です。戦争について考えるために大阪市のピースおおさかや大阪城周辺へ行き、身近なところにも戦争の跡があることを学んできました。また、戦争が他人事ではないことを学び、戦争が過去の出来事などではなく、今現在もなくなっていない現実についても考えました。

次に、裏面、資料の通し番号 5 ページ目になります。

「看護でゴー！」です。緊急時に子どもたち自身でもできる応急処置や寒さをしのぐ方法などを学びました。

次に「素敵に抱っこライフ講座」です。月に 1 回、月曜日に実施しています。抱っこを通したスキンシップの大切さを伝える内容で、抱っこする側とされる側、どちらにとっても負担が少ない抱っこの姿勢を体験しています。

次に小区分「相談事業」です。

「子育て・こころの健康相談」です。臨床心理士の資格を持つ相談員に毎月2回、土曜日に青少年クリエイティブセンターに来ていただき、青少年や保護者からの様々な悩みや不安などの相談に応じています。

次に小区分「子どもすこやか広場事業」です。

「くつろぎの場～子育て中の保護者ならびに子ども間の交流～」です。就学前の子どもと保護者が利用登録をするかたちで自由に利用できます。フラフープなどの道具を使って身体を動かしたり、馬の人形やブロック、パズルなどのおもちゃを使ってのびのびと遊んでいます。また保護者同士情報交換をしたり、本の読み聞かせをしたりしている光景も見受けられました。

次に「自主活動等」です。子どもクラブ活動の中で「子どもクラブミーティング」という子ども達全員が集まる場を設けています。子ども達自身で司会者を決め、進行します。「こんなことをしよう」とか「こんなことがあった」など自分が感じたことをみんなに伝えたり、互いの意見を聞く訓練の場です。

次に「体育館、運動広場の利用提供」です。スポーツを楽しむ場として提供しました。

次に「図書とのふれ合い・図書の整備」です。図書事業ということで、図書室の開放や本の貸出しを行いました。整備については、ボランティアスタッフの方を中心にお願いしています。

最後になりますが、大区分「情報提供」小区分「情報収集提供」です。

「きしべの歴史展示室」です。岸部地域の成り立ちを知り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育みます。

次に、小区分「広報誌の発行」です。

「広報誌「ぐんぐん」の発行」です。青少年クリエイティブセンターで

行っている活動や行事などの情報になります。近隣の小学校と中学校へは全児童・全生徒への配布を行っており、その他市内小・中学校の全校・全クラスに行き渡るよう、毎月約6,000部発行しています。

以上で資料2「平成27年度（2015年度）事業報告」を終わります。

続きまして通し番号6、資料3の『平成27年度（2015年度）子育てこころの健康相談について』をご覧ください。

子育て・こころの健康相談は、臨床心理士の資格を持つ相談員に毎月2回土曜日にセンターに来ていただき、各土曜日に1時間の相談枠を4枠設けて、青少年や保護者からの様々な悩みや不安などの相談に応じています。事業実施状況について、資料3の下の表、実績値をご覧頂きますと、延相談件数について平成27年度は66件と前年度より増加し、相談者数も25人と前年度より増加しました。相談対象者につきましては、未就園児から高校性までの幅広い年齢となっており、また、平成27年度は市外からの方の相談はございませんでした。相談内容としましては、行動・情緒と不登校の相談が多くを占めました。

今後とも広報誌だけではなくセンターの利用者やその保護者へもさらに本事業を周知していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

事務局

資料の通し番号7をご覧ください。資料4「平成27年度（2014年度）事業総括」についてご報告します。

平成27年度の事業の成果としましては、まずセンターの特徴である縦と横のつながりが挙げられます。日々体育館や青少年会館を利用する利用者同士が学校や学年の枠を越えて一緒に遊ぶ姿が見られます。みんなでサバイバルキャンプや看護でゴーなどでは、公募のメンバーに加えて年間を通して実施しているリーダー養成事業「チームぐんぐん」のメンバーも参加し、協力して物事に取り組んだり、一緒に活動したりする姿もありました。また、1月に宿泊事業として行った「雪ん子ランド」においては、小学1年生の時からセンターを利用している高学年の参加者が自ら班長を引き受けるなど、集団の中で自らの役割を考え主体的に行動してなすべきことに取り組む姿も見られました。

今後もセンターの職員がコーディネーターとして利用者同士の接点を作り、社会には様々な人や考え方の人がいることに気付くきっかけとするとともに、センターで身につけたことを学校や地域でも発揮できるよう、日常生活に関連付けして事業を組み立てることを大切にしてまいります。

課題としましては、障がい者差別解消法施行に伴う合理的配慮への対応です。センターには発達課題を有する子どもも多く利用していますが、子どもまたその保護者がより気軽にセンター利用や事業参加を考え、他の子どもたちと共に学ぶ場として機能できるようにする必要があります。今後その方向性を維持し、支援の内容等について関係者で対話を重ね、できることから体制を整備していきたいと考えています。

また指導しているルールやマナーがセンター外で守られていないことが見受けられます。まず利用者人権学習会等を通して、社会におけるマナーやルールを学ぶ機会を拡充します。それと同時に、集団生活や社会体験活動の中で一方的にルールを守らせる指導ではなく、自分で考え判断し、自発的に正しい行動ができる人づくりに努めていきたいと考えています。

職員研修についてです。

人権教育が目指すものを職員が十分理解し、センター運営を組織的、計画的に推進していくことが必要です。2015年度は以下の職員研修を実施しました。

- ・すつきやねん大阪を研修と位置づけ、大阪大空襲について学びました。
- ・サ会長をお招きし、人権講習会を行いました。
- ・障がい者理解研修に定期的に参加し、スポーツを通して障がい者との相互交流を行いました。

以上で事業総括の報告を終わります。

A議長

ただ今、平成27年度(2015年度)利用者数及び事業報告と事業総括について説明していただきましたけども、この件について何かご意見・ご質問等ございませんか。

いかがでしょうか。ございませんか。

では、平成 28 年度事業について、事務局よりご説明お願いします。

事務局

それでは平成 28 年度（2016 年度）事業予定につきまして、私、井崎の方で申し上げます。

目標としまして、吹田市立青少年クリエイティブセンター条例の設置目的にもありますとおり、4 つの目標を掲げております。

1 つ目としまして、人と人との交流を通じて、お互いを思いやり、尊敬し合い、自分も仲間も大切にすると人権感覚豊かな青少年育成を図ります。

2 つ目としまして、学習活動や体験活動の機会を提供し、保護者及び指導者とともに自ら考え、行動できる青少年の育成を支援します。

3 つ目としまして、青少年の心の拠り所の場を提供するとともに、相談事業も実施しながら、生きる力を身につけるように努力できるよう支援します。

4 つ目としまして、学校や園等との連携を深めながら、家庭の教育力・地域の教育力の向上を支援します。

これらを努力目標と考え、各事業を実施するにあたりまして、考慮して計画してまいります。過去の反省点を踏まえまして、より良く充実した事業にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。ただ、平成 27 年度の事業と同じ内容の事業を実施するというのもございますので、その事業につきましては、説明を省略させていただきます。過去の反省点を踏まえまして、より良く充実した事業にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは説明させていただきます。

資料の通し番号 8 をご覧ください。資料をご覧くださいますと、一番左端に大区分があり、次に小区分、そして事業名と続きます。

では資料の通し番号 8、事業区分「学習活動の推進」の「体験活動事業」です。

まず 2 段目の「わく♪ドキ！社会見学」です。6 月に京都府にある「コカコーラウエスト（株）京都工場」を見学し、飲み物が口に入るまで

に様々な工程があることなどを学びました。また、「久御山中央公園」での昼食や「八幡市民スポーツ公園」にての活動では班単位に行動しましたが、異なる学校・学年の参加者同士が仲良く交流している姿も見られました。

次に 3 段目の「リバーハイク」です。今月 17 日の日曜日に摂津峡にて行う予定です。川の中を歩くのですが、環境問題を考え現地周辺に生息する動植物も観察します。スタートは浅瀬ですが、岩場や流れが急な所もあり、みんなで協力し助け合いながらゴールすることを目指します。

次に裏面、資料の通し番号 9 ページ目になります。

2 段目の「チームぐんぐん」です。リーダー養成事業になります。リーダー養成により一層重点を置くということで平成 27 年度と同様年間を通した事業として実施しています。会議、実践、ふりかえりを繰り返しながらリーダーとしての知識や技術を学ぶだけでなく、チームとして活動する中で人を大切にする心も持てるよう共に成長することを目指します。

次に、資料の通し番号 10 ページ目になります。

事業区分「子育て支援の推進」の小区分「人権講座」になります。

9 段目、「利用者人権学習会」です。全ての利用者に青少年クリエイティブセンターの設置目的や活動の趣旨を説明し、理解してもらうようにしています。また、参加者自身が人権課題について考えてもらえるような参加型のプログラムを行っています。社会における様々なことに対して意識を向けるきっかけを作ることで、利用者が常日頃から人権に関することを意識してもらえるように行います。

次に、最終の資料通し番号 11 ページ目になります。

3 段目の「子育て・こころの健康相談」です。平成 27 年度より、教育センターや青少年サポートプラザで行っている相談事業を参考に主訴の分類について見直しを行いました。従来 6 分類から、社会情勢の変化等を考慮し「発達障害」の分類を入れるなどで 9 分類へと変更し、平成 28 年度も保護者の方の悩みや心配事について、相談者の不安・

悩み等を解消できるよう実施しております。

平成 28 年度に予定しております事業予定の報告は以上となります

A 議長

ありがとうございます。

平成 27 年度(2015 年度)利用者数から平成 28 年度事業についてまで説明がございましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

ございませんか。

G 委員

利用者交流事業の中に親子ふれあい体操等あります。この間、地域教育協議会の方で担当部の方が「親子で遊ぼう」という催しをしたんですが、お互いの主催者が情報を交換したり、ポスター等で宣伝すれば、もっと市民の方に広報できて参加者も増えると思います。

事務局

縦割りの所がありまして、地域の方でそういう活動をされているとは気づかなかったので、非常に申し訳なく思っております。今後、気を付けてお互いが交流できるように努力していきたいと思っております。

A 議長

他に何かございませんでしょうか。

D 委員

利用者数の方で、2 ページの事業報告と、当たり前と言えば、当たり前なんですけど、今年度の事業予定で、その中身の目的・内容が丸きり写しになってないかって事がちょっと心配です。それと、7 番の事業総括の中で、色々書かれているんですけども、課題があるという事も書かれているんですけども、そういったものをどういったものに反映されているのか、ちょっとそこをお伺いしたいなって思うんですけど。

事務局

私がここへ赴任しまして半年以上経ちましたけど、ここ一番のメインは資料で言いますと 5 ページがわかり易いと思うんですけど「子ども子育て支援の推進」というところで、小区分でしたら「子どもすこやか広場事業」というところで、いわゆる子どもたちの安心して集える居場所というのが一番大事かなって思っております。学校教育の場でもなかなか補えない点があると思うんです。話が長くなって申し訳ないですけど、今日本で言われているのは目立たないですけど、貧困

な家庭が結構ありまして、貧困というのは年収が、日本の平均年収の半分以下の家庭のことを言うらしいですけど、そういった子どもたちも含めて安心して集える場所というのが一番のメインだと思っております。それについてのための事業だと思っております。つまり事業をきっかけにして、ここへ集ってもらいたい、ここで自分の居場所を作ってもらいたい、そういったところが非常に重要かと思っておりますので、そういった意味でD委員が言われているように、余り事業には反映してないと言われますけど、メインはこの日々の集える場所というのが私は一番重要かと思っております。以上です。

D委員 よろしいですか。

A議長 はい。どうぞ。

D委員 おっしゃる通りだとは思んですけど。丸きり否定をしたいんです。居場所にされたら困るんです。子どもにとって居場所は家庭なんです。それをはき違ってもらっては困るんです。この玄関の壁に何て書いてあります。もう一回、ちょっと見といてください。何を目的にね。この施設があるのか。もう一回原点に戻って、ここを安全な居場所にしてもらっては困るんです。活動の場所はいいです。居場所にされたら困ります。居場所は家庭でなかったらあかん。子どもが安心する所は家庭でないとあかん。それが家庭というものがあるんならば、まだ違う方向があるんです。そうまで言われると事業を見ても、行事予定を見ても鏡がないんですよ。総括はここにあります。総括らしきものは。しかし、本来なら行事予定を出す場合であれば前年度の課題が何であったかが先にあって、それに対してセンターとしては、社会教育施設として何をしないといかんのか。という事がまず表にないとあかんです。これは中身を羅列されているだけであって、だからこそ同じ文章が報告と予定の中に出てくるんです。そこのところをちょっと考えていただきたいと思っただけです。今、館長が言った事を否定するわけではないですけども、じゃあここに来れない子どもはどうするんですか、という問題も掘り下げなあかんやん。だからよく考えていただきたいんです。そこのところを。安全な居場所、もちろん安全な居場所でないともあかん。学校も同じことやと思う。しかし、学校は一時的に子どもさんが通うところ、ここもそうだと思うんです。居場所ではあったらあかんねん。子どもが一番安心する所は、何回も

言います。家庭でなかったらあかん。家庭の教育、生活も含めて教育です。教育に欠如しているところがあるから、それに対しては手を差し伸べなあかんともあるでしょ。しかし、ここはあくまでも教育施設です。そのことを考えてほしい。まあ、もう一回玄関の所のプレートを見ていただきたいと思います。

それと、前回に課題を提案したと思うんやけど。今年の4月から障がい者差別解消法ができたんですけど、こころの相談の中でも若干は入ってるみたいですけど、本来なら、おそらく教育現場も教育委員行政もだと思うんですけど、どんだけしんどい子どもがおるか、私の職場でもおります。グループホームにもおります。しかし、ここへ来たがらないんです。なぜか、それを考えてほしい。最初は来てました。来てたけど、来なくなった。発達障がいの子、私一緒に高槻の病院まで連れて行ってます。だから、障がい者の問題も、前にも言ったと思うんですけど、身体障がい者も含めて、本当に真剣に考えて行かないと、これほどやっぱり、学校の中でも発達障がいとか言われる子どもたちが沢山おる中で、そういった取り組みも必要になってくると違うかなと思うんです。

それともう一つ、気になってるんですけど、文化を教えるってことはいいことなんです。ただ、文化を教える場合はいい部分も悪い部分も教えてほしいんです。たとえば、昨日の七夕さんでした、七夕の事をきちっと説明のできる職員がここにいますか。あるいは、しめ縄の事をきちっと説明できる人がいますか、それね、教える側、頭にたってやる側は、そういう事を理解してないとあかんという事です。で、もう一つは、異年齢の中での活動を考える時やったら、小学生・中学生だけをするのではなしに、高校生・大学生の利用者が減っていると思う、でもその人たちがクリエイティブセンターの活動にどんだけ関わってくれているか、それも考えてほしい。という事です

A議長

ただ今のご意見について、何かございますでしょうか。

事務局

障がいをお持ちの方も、何人か来館されて、今日も車椅子の方が来られました。それでも子どもたちが、いきいきと活動している姿を見て、非常にお喜びになって、また来たいという話しでした。また友だちも連れて来ると介護の方が言っておられました。

D委員

そんなことを聞いているん違うねん。

本間に人権問題をきちっとやるんやったら、しめ縄を作るのも、七夕をやるのも、何をするのも構わないけど、だから僕言ったでしょ、良いものも悪いものも入ってるかもわからん、しかし、良いものも悪いものも教えていかなあかん。その中で、子どもたちの判断力をつけていかなあかんのですよ。それがクリエイティブセンターの役目なんですよ。

事務局

はい。議長。

A議長

はい。どうぞ。

事務局

今、D委員が幾つか課題点を挙げていただきました。これにつきましては、我々もできる準備といたしますか、返すものは正直ありませんので、次回の2月ぐらいにもう一度、審議会がありますのでお時間をいただいて、私冒頭であいさつをしましてとおおり、頂いた意見については親身に検討して、非常に大きな課題を今日頂きましたので、次回までの宿題とさせていただきますと思います。

D委員

余り上手に逃げられたらかなん。

A議長

他に、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

ございませんですか。

D委員

ここまで言ったから、言うとかなあかん。

まあ、17日の日に、ケ中学校の方で平和学習があります。その中で時間を頂いて、お話しをしてくれという事で、毎年、寄せていただいているんです。で、今年はやっぱり、テーマを明確に決めないとあかん。 「命について」という事で、やりたいんですけど。なんで、こういう形でやらなあかんのかな、悲しくはなってるんですけど、戦争が終わって、第二次世界大戦が終わって、もう72年になろうとしています。その中で、やっぱりケ中学校生も修学旅行で沖縄に、様々な語りべさんやら現場を見て、それなりに命について考えてくれた事だと思います。しかし、昨日か一昨日、広島で平和公園に来てた小学生の修学旅行をテレビで見ました。非常に情けないんですよ。あの平和の灯が何のために灯っているのか、子どもが騒いでいても先生が説明しない、

できないのか、しないのかは知りませんが、あそこでもやっぱり何十万、三十万以上の人が亡くなっている。長崎県でも亡くなっている。逆に言ったら、自然界の脅威の中で、熊本・東日本・神戸、あるいは和歌山でも兵庫県でも色々な所で災害という名のもとに命を絶たれてきてる、これはやっぱり、若者が平気でお年寄りを殺す。あるいは、老老介護の果てに妻を殺す。そういった命が軽くみられる世の中になってきている。はたして、それでいいのかどうか。今一度、中学生の皆にも考えてほしいなと思って、行くつもりにはしているんですけど、やっぱりクリエイティブセンターもきちっとその事を職員の皆が心の中に入れてほしいなと思うわけです。そうしないとここで部落差別の結果、命を絶った人の命が浮かばれません。昭和34年に就職差別でケ中学校生の優秀な子が命を絶ちました。列車に飛び込み自殺した。私らはそのことは絶対に忘れない。そういった悲しいことが、今、日常茶飯事に世界中で起こっている。テロリストももちろんそうです。そんな社会情勢をやっぱり、社会教育施設やからこそ、きちっと職員の皆さんが心にとめて頂いて、子どもたちに何を発信しないといけないか、若者に何を発信しないとあかんのか、その保護者には何を発信しないといかんのか、という事を考えていただきたいと思います。

H委員

後で言いにくいですが、資料7ページに書いてあることについてなんですけども、真ん中上段、二段目か三段目あたりになるんですけども、「今後もセンターの職員がコーディネーターとして利用者同士の接点を作り、社会には様々な人や考え方の人がいることに気付くきっかけとするとともに、」と書いてあるんですけども、このセンターも本当に職員の大切な役割として、利用者同士を繋げて行くことであると思うんですが、そのスキルとか、理念といいますか、職員の方は日々磨いていただいていると思うんですが、接点を作るって大事なことだと思うんですが、その次に社会には様々な人や考え方の人がいることに気付くきっかけとすると書いてあるんですけども、これは要は気づくだけではなくて、そういう色々な人がいるから、そういう人たちが互いに、来てもらって、あるいは来ることによって、互いにまた、一つの大きなものの繋がりが出来ていく、色々な人がおる中でその人が失敗したら失敗のおかげで、一つの事が出来て行くだろうし、そういった繋がりの方というのは、スキルが難しいかとは思いますが、色々な人の言い分というだけで終わってしまわないように、していかないといけないと思うんですけども、こういった事も日々研修等やって

いただけたらと思います。

A議長 はい。どうぞ。

事務局 これについては、小学生・中学生に対して水曜日と土曜日に子どもクラブのミーティングを開催しまして、報告と、それから私も話を提供させていただく機会を持っております。色んな人がいることを知ること、つまり自分の事だけを考えていたら結局は幸せになれないという事が一番のテーマかと思っております。そういうことを学ぶ所でもあるという施設でもあるという事で、お互いに自分の違う考え方をもっている人も尊重しあうという事を常々、子どもクラブミーティングの時に話を色々替えて皆に理解していただくようしております。微力ではありますが、今後とももっと色々な事を考えて行きたいというところでございます。

A議長 他に、何かございますでしょうか。

A議長 色々な考え方を相互に理解していくという事が大事になって行くと思いますけど、やはり人間が発達していくというのは自分の中心的な物の見方から、やはり家族あるいは、社会あるいは、世界、最終的には宇宙までの広い視野をですね、持っているような形になって行くことが、私は大変大事だと思うんですね。宇宙までってことは、やはり全て生きとし生けるものが、全ての命って大事なんだって、先ほどD委員からお話ございましたように、全ての生き物だけではなく、我々が存在している中に、そういう尊い魂みたいな、あるいは先ほどの言葉で言うと、スペシャリティという言葉が言われたりしておりますけども、やはりそういうふうな存在があるんだってことをやはり広くもっと心を拡大することによって考え方を広げていく。余りにも今の社会ってものは、自分中心なのか、あるいは自分属中心なのか、自公化中心、あるいは自宗教中心とい形で全てその名のもとに自分たちは正義なんだ、やはり正義というもの考えた時に、何が一番重要かという、やはり命の大切さだと思うんですね。それが私は基本的には人権の根本にあるという考え方だと思うんです。誰もが命は大変大事だ。そこに命の比重はない。全て等しく大事にしていかなければならないという事があると思うんですけど、それそのものをここに来て、その重要さっていう事を学び、やはり自分の命だけではなく、ほかの

命も大事にしていく、家庭の中から人権という大事さを学ぶことが心を拡大していくことになるのではないのかと思いますので、是非、センターとしてもやっていただけたらと思います。

A議長 他に、何かございますでしょうか。

事務局 当センターには、御存じだと思いますが、運動広場がございます。そこで管理職員が2名を配置しておりますが、そのうちの1名が退職され、今、臨時雇用員を補充しておりますけれども、新たに非常勤職員として採用試験をすることが決まりました。採用試験を9月に実施して、10月1日付けで、新しい非常勤職員運動広場管理員を採用したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

A議長 他に、ございませんようでしたら。

本日の青少年クリエイティブセンターの運営審議会は、これで終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございました。